

令和 5 年 6 月 26 日

お客様へ

広島地区第一交通グループ
タクシー部門 4 社
代表取締役 荒木浩幸

タクシー運賃・定額運賃の改定に関するお知らせ

平素は格別のお引き立て、ご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、令和 5 年 5 月 26 日付で中国運輸局長より、タクシー料金の新運賃が公示され、弊社におきましても令和 5 年 6 月 26 日から新運賃料金を実施いたします。

ご利用のお客様にはご負担をお掛けしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。今後も更なるサービス向上・乗務員のマナーアップに努めて参りますので、引き続き、倍旧のご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

新運賃料金 令和 5 年 6 月 26 日適用開始

■適用地域・・・広島県 A 地区

〔 広島市（湯来町除く）、廿日市市（旧佐伯郡地域を除く）、安芸郡府中町、海田町、坂町、熊野町 〕

距離制運賃	初乗り運賃	1,236mまで 670 円
	加算運賃	264mまで毎に 80 円
時間距離併用運賃	時速 10km 以下の走行時間	1 分 35 秒まで毎に 80 円
深夜・早朝割増	午後 10 時～午前 5 時 間の運送	2 割増
割引運賃	身体障害者手帳、療育手帳の呈示	1 割引
	運転経歴証明書の呈示	1 割引

■運賃改定に伴い、[空港定額運賃](#) 並びに [観光タクシー料金](#) も変更となります。

■企業様の社員送迎などには時間制運賃（普通車 30 分までごとに、3,300 円）がお得です。ただし、事前予約が必要となります。

以上

（お問合せ先・運行会社）

第一交通産業グループ 広島地区総合配車センター

T E L : 082-278-5511

広島第一交通株式会社 平和第一交通株式会社

つるみ第一交通株式会社 はと第一交通株式会社